

消費者庁元職員による再就職等規制違反行為が疑われた事案に関する
調査結果について

平成28年3月24日
再就職等監視委員会

当委員会は、標記事案について、国家公務員法（以下「法」という。）第106条の20第1項の規定に基づき、平成28年2月4日に委員会調査の開始を決定し、調査を実施しました。

この委員会調査は、平成27年10月7日、消費者庁が、法第106条の16の規定に基づき当委員会に違反行為の疑いに係る報告を行うとともに、法第106条の17第1項の規定に基づき同日調査を開始し、平成28年2月1日に同条第3項の規定に基づき違反行為があったとは断定できない旨の調査結果を当委員会に提出しましたが、当委員会が、違反行為の疑いは払しょくされず、その調査過程、証拠及び事実認定に鑑み、特に必要があると認め、行ったものです。

この委員会調査の結果、当委員会は、本日、消費者庁元職員（課長補佐級）が法第106条の3第1項の規定に違反する行為を行ったものとして、消費者庁に対し調査結果を通知し意見を申し入れました。本調査結果等は次のとおりです。

【本件事案について】

消費者庁元職員（課長補佐級）は、消費者庁在職中、法第106条の3第1項に規定する利害関係企業等であるA社に対し、離職後にA社の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、地位に就くことを要求したものであり、同項に違反する行為であると認められました（資料「消費者庁元職員による求職規制違反事案の概要」参照）。

【資料】

- [1. 消費者庁元職員による求職規制違反事案の概要](#)
- [2. 再就職等監視委員会意見](#)

お問い合わせ先	内閣府再就職等監視委員会	加藤
		同事務局 佐々木
電話	03-6268-7666	（直通）
	03-6268-7662	（直通）

[参照条文]

国家公務員法（昭和22年10月21日法律第120号）（抄）

（在職中の求職の規制）

第106条の3 職員は、利害関係企業等（営利企業等のうち、職員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

2～5 （略）

（違反行為の疑いに係る任命権者の報告）

第106条の16 任命権者は、職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為（第106条の2から第106条の4までの規定に違反する行為をいう。以下同じ。）を行つた疑いがあると思料するときは、その旨を委員会に報告しなければならない。

（任命権者による調査）

第106条の17 任命権者は、職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行つた疑いがあると思料して当該再就職等規制違反行為に関して調査を行おうとするときは、委員会にその旨を通知しなければならない。

- 2 委員会は、任命権者が行う前項の調査の経過について、報告を求め、又は意見を述べることができる。
- 3 任命権者は、第1項の調査を終了したときは、遅滞なく、委員会に対し、当該調査の結果を報告しなければならない。

（委員会による調査）

第106条の20 委員会は、第106条の4第9項の届出、第106条の16の報告又はその他の事由により職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行つた疑いがあると思料する場合であつて、特に必要があると認めるときは、当該再就職等規制違反行為に関する調査の開始を決定し、監察官に当該調査を行わせることができる。

- 2 任命権者は、前項の調査に協力しなければならない。
- 3 委員会は、第1項の調査を終了したときは、遅滞なく、任命権者に対し、当該調査の結果を通知しなければならない。